

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人政典会（以下「この法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員とあわせて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（日当、宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 理事長を除く役員等に対しては、職務遂行の対価としての報酬は支給しないものとする。

2 理事長に対しては、職務遂行の対価として評議員会にて定める報酬を支給する。

(報酬の支給方法)

第4条 理事長に対する報酬の支給時期は、事業年度の最終月25日とし、当該年度分を支給する。ただし、支給日が金融機関休業日に当たるときは、前営業日を支給日とする。

2 事業年度の途中で退任又は解任された場合は、当該月の翌月25日に支給する。ただし、支給日が金融機関休業日に当たるときは、前項と同様とする。

3 報酬は、現金で支給する他、本人の同意を得て、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人からの申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(費用)

第5条 役員等の職務遂行に伴い発生する日当等を含む旅費は、別に定める役員旅費規程に基づいて支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって日当等を含む旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第6条 新たに理事長に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 理事長が退任し、または解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、理事長が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補足)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

ただし、社会福祉法等の一部を改正する法律 附則第20条の規定により、施行日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時から適用する。